

第 8 節 輸出マニフェスト通関申告手続

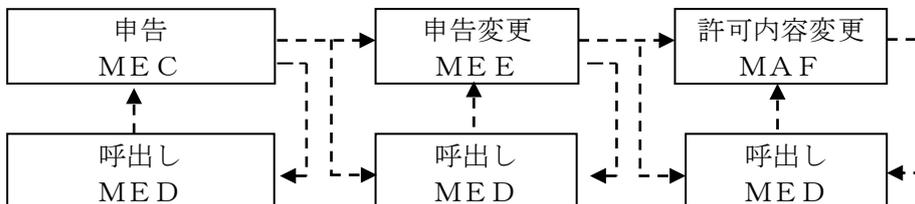
システムを使用して関税法基本通達 67-2-5（マニフェスト等による輸出申告）及び同 67-2-6（マニフェスト等による申告手続）に規定するマニフェスト等による輸出申告（以下この節において「輸出マニフェスト通関申告」という。）を行う場合は、この節の定めるところによる。

【対象貨物】

航空貨物混載業者が扱う貨物で、次の条件を全て満たす貨物。

- ① HAWBに基づく貨物であって、一の混載貨物運送状の価格が 20 万円以下のもの
- ② 関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項に規定する他法令の証明又は確認を要しないもの
- ③ 輸出を条件とした関税等の減免戻税の対象とならないもの
- ④ イラン、イラク又は北朝鮮を仕向地としないもの

【輸出マニフェスト通関申告の流れ】



1 輸出マニフェスト通関申告

(1) 輸出マニフェスト通関申告

輸出マニフェスト通関申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）は、「輸出マニフェスト通関申告」業務（業務コード：MEC）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、輸出マニフェスト通関申告をシステムに登録する。

なお、通関業者が輸出マニフェスト通関申告を登録する場合は、通関士が申告内容を審査した上で登録する。

項番	項目名 (入力画面)	内 容												
1	申告番号 (「申告番号」欄)	入力不可。												
2	申告条件 (「申告条件」欄)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>搬入時申告</td> <td style="text-align: center;">I</td> </tr> <tr> <td>開庁時申告</td> <td style="text-align: center;">K</td> </tr> <tr> <td>搬入前申告</td> <td style="text-align: center;">X</td> </tr> <tr> <td>開庁時搬入前申告</td> <td style="text-align: center;">Y</td> </tr> <tr> <td>搬入後申告</td> <td style="text-align: center;">(入力しない。)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	搬入時申告	I	開庁時申告	K	搬入前申告	X	開庁時搬入前申告	Y	搬入後申告	(入力しない。)
区 分	コード													
搬入時申告	I													
開庁時申告	K													
搬入前申告	X													
開庁時搬入前申告	Y													
搬入後申告	(入力しない。)													

項番	項目名 (入力画面)	内 容												
3	申告先種別コード (「申告先種別」欄)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1" data-bbox="646 349 1281 647"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般申告（緊急通関貨物）</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>一般申告（特別通関貨物）</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>自由化申告（緊急通関貨物）</td> <td>E（注）</td> </tr> <tr> <td>横持ち申告</td> <td>Y</td> </tr> <tr> <td>横持ち申告（緊急通関貨物）</td> <td>K</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）「E」（自由化申告（緊急通関貨物））は横持ち申告を除く自由化申告の緊急通関貨物の場合に入力する。</p>	区 分	コード	一般申告（緊急通関貨物）	R	一般申告（特別通関貨物）	T	自由化申告（緊急通関貨物）	E（注）	横持ち申告	Y	横持ち申告（緊急通関貨物）	K
区 分	コード													
一般申告（緊急通関貨物）	R													
一般申告（特別通関貨物）	T													
自由化申告（緊急通関貨物）	E（注）													
横持ち申告	Y													
横持ち申告（緊急通関貨物）	K													
4	識別符号 (「識別符号」欄)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1" data-bbox="622 797 1232 999"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人（法人番号を有する者）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人番号を有しない者及び個人</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当該項目を入力しない場合であって、「輸出者」欄左に法人番号を入力した場合又は法人番号と関連付けられているJASTPROコード若しくは税関発給コードを入力した場合は、システムにより自動的に「1」（法人（法人番号を有する者））が出力される。</p>	区 分	コード	法人（法人番号を有する者）	1	法人番号を有しない者及び個人	2	不明	3				
区 分	コード													
法人（法人番号を有する者）	1													
法人番号を有しない者及び個人	2													
不明	3													
5	あて先官署コード (「あて先官署」欄)	<p>(1) 「通関予定蔵置場」欄への入力内容に基づき、当該蔵置場を管轄する税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。ただし、「申告先種別」欄に「T」（一般申告（特別通関貨物））を入力した場合は、当該官署の開庁時間外の申告を受け付ける税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(2) 本業務の入力者について、輸出マニフェスト通関申告先官署コードがシステムに登録されている場合は、登録されている税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）が(1)に優先して自動的に出力される。</p> <p>(3) 税関の指示により、システムにより自動的に出力された税関官署以外の官署に輸出マニフェスト通関申告先を変更する場合は、輸出マニフェスト通関申告先の税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>(4) 自由化申告の場合は輸出マニフェスト通関申告先も税関官</p>												

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		署コード（「業務コード集」参照）を入力する。 (注) 外郵官署の税関官署コードは入力不可であることから、留意すること。
6	あて先部門コード (「あて先部門」欄)	(1) 「申告先種別」欄に基づいてシステムにより自動的に出力される。 (2) 税関の指示により、自動的に出力された部門以外の部門に輸出マニフェスト通関申告先を変更する場合は、輸出マニフェスト通関申告先部門の部門コードを入力する。
7	申告予定年月日 (「申告予定年月日」欄)	(1) 申告年月日を西暦（8桁）で入力する。 (2) 入力しない場合は、本業務を実施した日がシステムにより自動的に出力される。
8	輸出者コード (「輸出者」欄左)	(1) 輸出入者コードを有する輸出者の場合は、輸出入者コードを入力する。なお、枝番（4桁）を入力しない場合はシステムにより自動的に「0000」が補完される。 (2) 輸出入者コードを有しない輸出者の場合は、入力を要しない。
9	輸出者名 (「輸出者」欄右)	次のいずれかに該当する場合は、輸出者名を必須入力する。 ① 「輸出者」欄左を入力しなかった場合。 ② 「輸出者」欄左に関連付けのない法人番号を入力した場合。
10	郵便番号 (「輸出者住所」欄上段左)	(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。 (2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の郵便番号と異なるときは、当該郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。
輸出者の住所について分割して入力する場合は、以下 11 から 14 までの項目に入力（具体的な入力は、前章第 1 節別紙 6（住所の入力方法）参照）し、連続して入力する場合は、16 の項目に入力する。		
11	住所 1（都道府県） (「輸出者住所」欄上段中央)	(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の住所（都道府県）を入力する。 (2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の住所と異なるときは、当該輸出者住所（都道府県）を入力する。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
12	住所 2 (市区町村 (行政区名)) (「輸出者住所」欄上段右)	<p>(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の住所(市区町村(行政区名))を入力する。</p> <p>(2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の住所と異なるときは、当該輸出者住所(市区町村(行政区名))を入力する。</p>
13	住所 3 (町域名・番地) (「輸出者住所」欄中段)	<p>(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の住所(町域名及び番地)を入力する。</p> <p>(2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の住所と異なるときは、当該輸出者住所(町域名及び番地)を入力する。</p> <p>(3) 輸出者の住所(町域名及び番地)を全て入力することができない場合は、「輸出者住所」欄下段に続けて入力する。</p> <p>(4) 輸出者の住所(市区町村(行政区名))を全て入力することができない場合は、「住所」欄中段に続けて入力する。</p> <p>(5) 輸出者の住所(町域名及び番地)を全て入力することができない場合は、次欄に続けて入力する。</p>
14	住所 4 (ビル名ほか) (「輸出者住所」欄下段)	<p>(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の住所(ビル名等)を入力する。</p> <p>(2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の住所と異なるときは、当該輸出者住所(ビル名等)を入力する。</p> <p>(3) 「輸出者住所」欄中段のみでは輸出者の住所(町域名及び番地)を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。</p>
15	輸出者電話番号 (「輸出者電話」欄)	<p>(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の電話番号を市外局番から入力する(区切り符号は入力しない。)</p> <p>(2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の電話番号と異なるときは、当該電話番号を入力す</p>

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		る (区切り符号は入力しない。)
16	輸出者住所 (「住所 (一括)」欄)	輸出者の住所を分割せず、連続して入力する場合に入力する。
17	税関事務管理人コード (「税関事務管理人」欄)	税関事務管理人を定めている場合は次による。 ① 法人番号を有する税関事務管理人の場合は、法人番号を入力する。なお、枝番 (4桁) を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。 ② 法人番号を除く輸出入者コードのみを有する税関事務管理人の場合は、当該輸出入者コードを入力する。なお、枝番 (4桁) を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。 ③ 輸出入者コードを有しない税関事務管理人の場合は、入力を要しない。
18	税関事務管理人受理番号 (「受理番号」欄)	税関事務管理人を定めている場合は、税関事務管理人受理番号を入力する。
19	税関事務管理人名 (「受理番号」欄下)	税関事務管理人を定めている場合であって、次のいずれかに該当する場合は、税関事務管理人名を入力する。 ① 「税関事務管理人」欄を入力しなかった場合。 ② 「税関事務管理人」欄に関連付けのない法人番号を入力した場合。
20	通関予定蔵置場コード (「通関予定蔵置場」欄)	(1) 通関予定の保税地域の保税地域コード (「業務コード集」参照) を入力する。 (2) 自社施設及び他所蔵置場所については入力不可。
21	検査立会者 (「検査立会者」欄)	検査又は貨物確認の立会いを申告者以外の者に委託する場合は、当該受託者の利用者コードを入力する。
22	仕向人コード (「仕向人」欄左)	(1) 海外用輸出入者コードを有する仕向人の場合は、当該コード 12 桁を入力する。 (2) 海外用輸出入者コードを有しない仕向人の場合は、入力を要しない。
23	仕向人名 (「仕向人」欄右)	「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人名を入力する。
仕向人の住所について分割して入力する場合は、以下 24 から 27 までの項目に入力し、連続して入力する場合は、30 の項目に入力する。		
24	住所 1 (Street and number/P. O. BOX)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の住所 (Street and number/P. O. BOX) を入力する。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
	(「仕向人住所」欄上段左)	(2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の住所と異なるときは、当該仕向人住所 (Street and number/P. O. BOX) を入力する。
25	住所2 (Street and number/P. O. BOX) (「仕向人住所」欄上段右)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の住所 (Street and number/P. O. BOX) を入力する。 (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の住所と異なるときは、当該仕向人住所 (Street and number/P. O. BOX) を入力する。
26	住所3 (City name) (「仕向人住所」欄中段左)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の住所 (City name) を入力する。 (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の住所と異なるときは、当該仕向人住所 (City name) を入力する。
27	住所4 (Country sub-entity, name) (「仕向人住所」欄中段右)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の住所 (Country sub-entity, name) を入力する。 (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の住所と異なるときは、当該仕向人住所 (Country sub-entity, name) を入力する。
28	郵便番号 (Postcode identification) (「仕向人住所」欄下段)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の郵便番号 (Postcode identification) を入力する (区切り符号は入力しない。) (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の郵便番号と異なるときは、当該郵便番号 (Postcode identification) を入力する (区切り符号は入力しない。) (3) 仕向人の国に郵便番号が存在しない場合は、入力を要しない。
29	国名コード (Country, coded) (「仕向人国」欄)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の国を国連 LOCODE (「業務コード集」参照) の国名コードで入力する。 (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の国名コード (「業務コード集」参照) と異なるときは、当該仕向人の国名コード (「業務コード集」参照) を入力する。 (3) 「JP」 (日本)、「ZX」 (保税工場・総合保税地域)、「ZY」 (指図式) 及び「ZZ」 (不明) については、入力不

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		可。
30	仕向人住所 (「住所(一括)」欄)	仕向人の住所を分割せず、連続して入力する場合に入力する。
31	HAWB番号 (「HAWB」欄)	HAWB番号のプリフィックス部及び通番部(枝番号を含む。)を必須入力する。
32	貨物個数 (「貨物個数」欄)	貨物の外装個数を入力する。
33	貨物重量 (「貨物重量」欄)	(1) 貨物の総重量を入力する。 (2) 小数点以下第1位まで入力することができる。
34	最終仕向地コード (「最終仕向地」欄)	(1) 最終仕向地について次のとおり入力する。 ① 最終仕向地が国連LOCODE(「業務コード集」参照)に掲載されている場合は、国名コード(2桁)及び地域コード(3桁)を入力する。(例:アメリカのニューヨーク国際空港の場合は、「USJFK」) ② 国連LOCODE(「業務コード集」参照)に積出地の国名コードは掲載されているものの、地域コードは掲載されていない場合、国名コード(2桁)に「ZZZ」を加えて入力する。(例:アメリカの場合:「USZZZ」) (2) 国名コードについては「JP」(日本)、「ZX」(保税工場・総合保税地域)、「ZY」(指図式)及び「ZZ」(不明)は入力不可。
35	積込港コード (「積込港」欄)	積込港について、国連LOCODE(「業務コード集」参照)の地域コード3桁を入力する(例:成田空港の場合は、「NRT」)。
36	FOB通貨コード (「FOB価格等」欄左)	FOB価格の通貨種別を通貨コード(「業務コード集」参照)で入力する。
37	FOB価格 (「FOB価格等」欄右)	(1) FOB価格を入力する。 (2) 「FOB価格等」欄左に「JPY」以外を入力した場合は、小数点以下第2位(第3位を四捨五入)まで入力することができる。
38	申告価格 (「申告価格」欄)	「FOB価格等」欄右を入力しなかった場合は、手計算により算出した申告価格を邦貨で入力する。
39	品名 (「品名」欄)	インボイス等に記載されている品名を入力する。
40	記事 (「記事」欄)	税関における審査に必要となる事項を入力する。
41	荷主セクションコード	荷主セクションコード(契約に携わった荷主側の部署コード)

項番	項目名 (入力画面)	内 容
	(「荷主セクションコード」欄)	等)を入力する。
42	荷主リファレンスナンバー(「荷主Ref No.」欄)	荷主リファレンスナンバー(荷主側が管理している申告に係る契約書等の番号等)を入力する。
43	社内整理用番号 (「社内整理番号」欄)	自社で付与する任意の番号等を入力する。

「申告条件」欄の詳細は次のとおりである。

イ 搬入時申告(申告条件:「I」)(システム参加保税地域で通関する場合に限る。)

「申告条件」欄に「I」(搬入時申告)を入力し、送信した場合は、通関予定蔵置場において搬入確認が登録された時に、輸出マニフェスト通関申告が自動起動する。ただし、次の場合は自動起動しないので留意すること。

(イ) 開庁時間外における搬入確認登録

貨物の搬入確認登録が輸出マニフェスト通関申告先官署の開庁時間外に行われた場合で、かつ、当該時間帯に係る時間外執務要請届の提出を行っていない場合は、自動的に開庁時申告(後記ロ(開庁時申告(申告条件:「K」))参照)への付替処理が行われる。

この場合において、後記ロ(開庁時申告(申告条件:「K」))による自動起動を待たずに輸出マニフェスト通関申告を行うときは、輸出マニフェスト通関申告先官署に対し時間外執務要請届の提出行った後、後記ホ(通常申告)により行う。なお、届出については、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第1節(時間外執務要請届)を参照すること。(以下、この節において同じ。)

(ロ) 通関予定蔵置場において既に搬入確認登録が行われていた場合

搬入時申告を登録した時に既に搬入確認登録が行われていた場合は、システムにより自動的に搬入後申告(後記ホ(搬入後申告)参照)に切り替えられる。

(ハ) 事故貨物

倉主等によるシステムへの搬入確認登録の際、「事故貨物」欄に税関届出を要する旨の入力がされた場合は、輸出マニフェスト通関申告が自動起動しないことから、税関(保税担当部門)による事故確認を受けた後、改めて輸出マニフェスト通関申告を行う。

(ニ) 輸出マニフェスト通関申告の訂正

輸出マニフェスト通関申告が自動起動する前に、「輸出マニフェスト通関申告」業務(業務コード:MEC)により訂正した場合は、改めて搬入時申告を実施する。

ロ 開庁時申告(申告条件:「K」)

「申告条件」欄に「K」(開庁時申告)を入力し、送信した場合は、登録後最初に到来する午前8時30分以降に輸出マニフェスト通関申告が自動起動する(ただし、行政機関の休日である場合(休日に開庁している官署である場合を含む。))は、翌平日の午前8時30分以降に自動起動する。)

また、開庁時申告の登録は、税関長が公示する税関官署ごとの開庁時間(輸出入通関業務に

係る開庁時間) 以外の時間帯においてのみ可能である。したがって、輸出マニフェスト通関申告先官署について、上記自動起動する時刻までの間に開庁時間外となる時間帯がない場合は、開庁時申告を登録することはできない。

なお、輸出マニフェスト通関申告が自動起動する前に、「輸出マニフェスト通関申告」業務(業務コード：MEC)により訂正した場合は、開庁時申告の旨が取り消されることから、改めて開庁時申告を登録する(この場合は、登録済申告可能者においても開庁時申告をシステムに登録することができる)。

ハ 搬入前申告(申告条件：「X」)

「申告条件」欄に「X」(搬入前申告)を入力し送信した場合は、輸出マニフェスト通関申告の搬入前申告が行われる。ただし、貨物が既に保税地域等に搬入されている場合は、システムにより自動的に搬入後申告に切り替えられる。

なお、搬入前申告を輸出マニフェスト通関申告先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

また、通関予定蔵置場がシステム不参加である場合は、通関業者等が貨物の搬入を確認した後に「輸出申告搬入後処理」業務(業務コード：CEW)を利用して、申告番号を入力し送信する必要がある。

ニ 開庁時搬入前申告(申告条件：「Y」)

「申告条件」欄に「Y」(開庁時搬入前申告)を入力し送信した場合は、最初に到来する午前8時30分以降に輸出マニフェスト通関申告の搬入前申告がシステムにより自動起動する(ただし、行政機関の休日である場合(休日に開庁している官署である場合を含む)は、翌平日の午前8時30分以降に自動起動する。)。ただし、貨物が既に保税地域等に搬入されている場合は、システムにより自動的に開庁時申告(前記ロ(開庁時申告(申告条件：「K」))参照)に切り替えられる。

なお、通関予定蔵置場がシステム不参加である場合は、通関業者等が貨物の搬入を確認した後に「輸出申告搬入後処理」業務(業務コード：CEW)を利用して、申告番号を入力し送信する必要がある。

また、開庁時搬入前申告の登録は、税関長が公示する税関官署ごとの開庁時間(輸出入通関業務に係る開庁時間)以外の時間帯においてのみ可能である。したがって、輸出マニフェスト通関申告先官署について、上記自動起動する時刻までの間に開庁時間外となる時間帯がない場合は、開庁時搬入前申告を登録することはできない。

なお、搬入前申告が開庁時にシステムにより自動起動する前に、「輸出マニフェスト通関申告」業務(業務コード：MEC)により輸出マニフェスト通関申告事項を訂正した場合は、開庁時搬入前申告の旨が取り消されることから、改めて開庁時搬入前申告を行う必要がある。

ホ 搬入後申告

「申告条件」欄を入力せずに送信した場合は、輸出マニフェスト通関申告の搬入後申告が行われる。

なお、貨物が通関予定蔵置場に搬入される前に搬入後申告を行うことはできないことから留意すること。

また、搬入後申告を輸出マニフェスト通関申告先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

(2) 輸出マニフェスト通関申告の受理及び通知

前記(1)(輸出マニフェスト通関申告)により、輸出マニフェスト通関申告が受理された場合は、各出力情報の「区分」欄に、次の区分に応じたコードが付されて、それぞれ配信される。

審査検査区分識別の詳細については、税関手続関連(共通編)-共通手続-第4章(照会関係手続)付表3-6-9(IE X「輸出マニフェスト通関申告照会情報」出力事項)参照。

また、審査区分が「3」(検査扱い)であり、かつ、検査区分が登録されている通関蔵置場である場合は、「区分」欄の3桁目に検査区分コードが付与される。

ただし、自由化申告の場合においては、上記検査区分コードの付与は行われない。

審査区分	審査区分コード	検査区分	検査区分コード
簡易審査扱い	1	現場検査	R
簡易審査扱い(保留中)	*1	検査場検査	K
書類審査扱い	2		
検査扱い	3		

イ 審査区分が「1」(簡易審査扱い)の場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出許可通知情報(輸出マニフェスト通関申告)(簡易)	AAE1JF3	許可された場合。	通関業者等 輸出者(注)
輸出マニフェスト通関申告 控情報(簡易)	AAE1JD2	許可されなかった 場合。	通関業者等
許可・承認貨物(輸出)情報	AAE4081	許可された場合。	通関蔵置場 (注)

(注) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

ロ 審査区分が「2」(書類審査扱い)又は「3」(検査扱い)の場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出マニフェスト通関 申告控情報(書類)	AAE2JD2	書類審査扱いとなった 場合。	通関業者等
輸出マニフェスト通関 申告控情報(検査)	AAE3JD2	検査扱いとなった場合。	
検査指定情報	後記(6)イ(シス テムにより検査 指定された場合) 参照	システムにより検査指 定がされた場合。(注1)	通関業者等 検査立会者 (注2) 通関蔵置場 (注3)

(注1) 検査区分が付与された場合又は後記(4)ロ(審査区分変更により検査指定された場合)により税関による検査指定がされた場合に配信される。

(注2) システムに登録されている場合にのみ配信される。

(注3) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(3) 搬入前申告における貨物搬入後の通知

搬入前申告において前記(2)（輸出マニフェスト通関申告の受理及び通知）の通知の後、貨物が保税地域等に搬入された場合は、各出力情報の「区分」欄に、次の区分に応じたコードが付与されて、それぞれ配信される。

審査検査区分識別の詳細については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第4章（照会関係手続）付表3-6-9（IEX「輸出マニフェスト通関申告照会情報」出力事項）参照。

また、審査区分が「3」（検査扱い）であり、かつ、検査区分を付与する設定がされている通関蔵置場である場合は、「区分」欄の3桁目に検査区分コードが付与される。

ただし、自由化申告の場合においては、上記検査区分コードの付与は行われぬ。

審査区分	審査区分コード	検査区分	検査区分コード
簡易審査扱い	1	現場検査	R
簡易審査扱い（保留中）	*1	検査場検査	K
書類審査扱い	2		
検査扱い	3		

イ 審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出許可通知情報（輸出マニフェスト通関申告）（簡易）	AAE1JF3	許可された場合。	通関業者等輸出者（注）
輸出マニフェスト通関申告控情報（簡易）	AAE1JD2	許可されなかった場合。	通関業者等
許可・承認貨物（輸出）情報	AAE4081	許可された場合。	通関蔵置場（注）

（注）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

ロ 審査区分が「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）の場合は、通関業者等に「輸出搬入時状況通知情報」（出力情報コード：AAE5031）が配信される。

(4) 輸出マニフェスト通関申告に係る関係書類の提出

イ 関係書類の提出

前記(2)（輸出マニフェスト通関申告の受理及び通知）により輸出マニフェスト通関申告が受理された場合は、輸出マニフェスト通関申告を行った税関（通関担当部門）から、関係書類の提出を求められた場合に提出する。

ロ 電子ファイルによる提出

関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第16節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により行う。

(5) 検査貨物の運搬等

イ システムにより検査指定された場合

前記(2)（輸出マニフェスト通関申告の受理及び通知）により輸出マニフェスト通関申告が受理され、検査区分が付与された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

検査区分として「K」(検査場検査)が付与された場合は、配信された検査指定情報を利用し、関税法基本通達 67-1-8 (検査貨物の指定等)の規定に基づき蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行う。

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
検査指定情報	AAE5011	R：現場検査	検査指定票 (申告書用)	通関業者等 検査立会者 (注1)
	AAE4751		検査指定票 (倉主等用)	通関業者等 通関蔵置場 (注2) 検査立会者 (注1)
	AAE5011	K：検査場検査	検査指定票 (申告書用)	通関業者等 検査立会者 (注1)
	AAE4761		検査指定票 (運搬・倉主等用)	
	AAE4771		検査指定票 (倉主等用)	通関蔵置場 (注2)

(注1) システムに登録されている場合にのみ配信される。

(注2) システム参加保税地域であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

ロ 審査区分変更により検査指定された場合

前記(2) (輸出マニフェスト通関申告の受理及び通知)により輸出マニフェスト通関申告が受理され、審査区分として「2」(書類審査扱い)又は「3」(検査扱い)が付与された輸出マニフェスト通関申告に係る貨物について、税関により検査指定又は検査取止めがシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

検査等区分が「K」(検査場検査)又は「M」(見本確認)の場合は、配信された検査指定情報を利用し、関税法基本通達 67-1-8 (検査貨物の指定等)の規定に基づき蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行う。

なお、通関業者等に配信される情報を税関に配信したい場合は、税関に申し出る。

(イ) 検査指定された場合

A システムを利用した申告の場合

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
検査指定情報	AAE4741	R：現場検査 K：検査場検査	検査指定票 (申告書用)	税関(通関担当部門 又は監視担当部門)
	AAE5011	M：見本確認		通関業者等 検査立会者(注1)

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
	AAE4751	R：現場検査	検査指定票 (倉主等用)	通関業者等（注2） 通関蔵置場（注3） 検査立会者（注1）
	AAE4761	K：検査場検査 M：見本確認	検査指定票 (運搬・倉主等用)	通関業者等（注2） 検査立会者（注1）
	AAE4771		検査指定票 (倉主等用)	通関蔵置場（注3）

(注1) システムに登録されている場合にのみ配信される。

(注2) 検査指定の際に税関へ配信する旨の登録が行われた場合は、通関業者等に配信されず、税関に配信される。

(注3) ① システム参加保税地域であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

② 搬入前申告の場合は本業務では配信されず「輸出申告搬入後処理」業務（業務コード：CEW）が実施された時に配信される。

B 書面による申告の場合

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
検査指定情報 (マニュアル 申告)	AAE4791	R：現場検査 K：検査場検査 M：見本確認	検査指定票 (申告書用)	税関(通関担当部門 又は監視担当部門)
	AAE4801	R：現場検査	検査指定票 (倉主等用)	税関（注1） 通関蔵置場（注2）
	AAE4811	K：検査場検査 M：見本確認	検査指定票 (運搬・倉主等用)	税関(通関担当部門 又は監視担当部門) (注1)
	AAE4821		検査指定票 (倉主等用)	通関蔵置場（注2）

(注1) 通関業者用が税関に配信される。

(注2) ① システム参加保税地域であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

② HAWBの場合で、蔵置場所に貨物が全量蔵置されていない場合は、配信されない。

(ロ) 検査取止めされた場合

A システムを利用した申告の場合

出力情報	出力情報コード	検査等区分	配信先
検査取止情報	AAE4781	T：検査取止 2：区分変更（書類）	通関業者等 通関蔵置場（注1） 検査立会者（注2）

(注1) ① 検査指定済みの場合で、税関が検査取止めした場合に限る。

② システム参加保税地域であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

③ 搬入前申告で「輸出申告搬入後処理」業務（業務コード：CEW）が実施されていない場合は配信されない。

(注2) システムに登録されている場合にのみ配信される。

B 書面による申告の場合（検査指定済みの場合で、税関が検査取止めした場合）

出力情報	出力情報コード	検査等区分	配信先
検査指定情報 (マニュアル申告)	AAE4831	T：検査取止	税関（注1） 通関蔵置場（注2）

(注1) 通関業者用が税関に配信される。

(注2) ① システム参加保税地域であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

② HAWBの場合で、蔵置場所に貨物が全量蔵置されていない場合は、配信されない。

(6) 輸出マニフェスト通関申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し

前記(1)（輸出マニフェスト通関申告）による申告が受理された後に、検査立会者の登録、変更又は取消を実施する場合は、この章第2節3(6)（輸出申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し）による。

2 輸出マニフェスト通関申告変更

前記1（輸出マニフェスト通関申告）により輸出マニフェスト通関申告を登録した通関業者等が、当該登録後、当該申告に係る許可までの間に、当該申告内容に誤りがあるため、輸出マニフェスト通関申告内容を変更する場合は、輸出マニフェスト通関申告を行った税関（通関担当部門）の了承を得た上で、次による。

◎ 留意事項

- ① 変更の登録は、最大9回までシステムを使用して行うことができるが、9回を超える変更については、この章第6節4（輸出申告等の手作業移行）による。
- ② 検査立会者の登録、変更又は取消しを行う場合は、前記1(6)（輸出マニフェスト通関申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し）により実施すること。
- ③ 次の項目については変更することができないことから、税関（通関担当部門）へ申告内容を変更する旨を申し出た上で、当該輸出マニフェスト通関申告をこの章第6節3（輸出申告等の撤回）により撤回し、改めて輸出マニフェスト通関申告を行うこととなるので留意すること。

項目名	入力画面
あて先官署コード	「あて先官署」欄
輸出者コード（注1）	「輸出者」欄左
輸出者名	「輸出者」欄右
通関予定蔵置場コード（注2）	「通関予定蔵置場」欄

(注1) 輸出入者コードを有しない輸出者から輸出入者コードを有する輸出者への変更は可能である。

(注2) 搬入前申告の変更であって貨物搬入前の場合、同一税関官署内での保税地域の変更は可能である。自由化申告に係る搬入前申告の変更であって貨物搬入前の場合においては、同一税関内であれば当初の蔵置官署と異なる官署が管轄する通関予定蔵置場に変更することができる。なお、自由化申告において既に検査指定を受けている場合に、当該変更を行った場合は、後記(1)（輸出マニフェスト通関申告の変更）により、当該検査指

定の取消しが行われるので留意すること。

(1) 輸出マニフェスト通関申告の変更

イ 呼出しによらない方法

「輸出マニフェスト通関申告変更」業務（業務コード：MEE）を利用して、申告番号、輸出マニフェスト通関申告により申告した事項及び変更を必要とする事項を入力し送信する。

なお、税関に後記(2)（輸出マニフェスト通関申告変更の受理及び通知）の「輸出マニフェスト通関申告変更控情報（書類）」（出力情報コード：AAE2JE2）又は「輸出マニフェスト通関申告変更控情報（検査）」（出力情報コード：AAE3JE2）を配信する場合は、あらかじめ税関の了承を得た上で、「訂正票出力識別」欄に「P」を入力する。

ロ 呼出しによる方法

「輸出マニフェスト通関申告呼出し」業務（業務コード：MED）を利用して、申告番号を入力し送信することにより、当初の輸出マニフェスト通関申告に係る申告内容が「輸出マニフェスト通関申告変更情報」（出力情報コード：AAE4941）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認し、変項を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、「訂正票出力識別」欄の入力については前記イ（呼出しによらない方法）に準ずる。

(2) 輸出マニフェスト通関申告変更の受理及び通知

前記(1)（輸出マニフェスト通関申告変更）により、輸出マニフェスト通関申告変更が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出マニフェスト通関申告変更控情報（書類）	AAE2JE2	審査区分として「2」（書類審査扱い）が付与された場合。	通関業者等 （注1）
輸出マニフェスト通関申告変更控情報（検査）	AAE3JE2	審査区分として「3」（検査扱い）が付与された場合。	通関業者等 （注1）
検査取消票	AAE5550	検査指定済の場合で、検査実施官署が変更となる場合。	通関業者等 検査立会者 （注2） 通関蔵置場 （注3）

（注1）「訂正票出力識別」欄に「P」を入力した場合は税関に配信される。

（注2）システムに登録されている場合にのみ配信される。

（注3）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(3) 輸出マニフェスト通関申告変更に係る関係書類の提出

前記(2)（輸出マニフェスト通関申告変更の受理及び通知）により輸出マニフェスト通関申告変更が受理された場合は、前記1(4)イ（関係書類の提出）に準じて関係書類を提出すること。

なお、関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、前記1(4)ロ（電子ファイルによる提

出) に準じて行う。

3 輸出マニフェスト通関申告先官署の変更

輸出マニフェスト通関申告先官署を変更する場合は次に限る。

- ① 搬入前申告であって、当該申告で予定していた通関予定蔵置場とは異なる蔵置場に搬入することとなり、それぞれの蔵置場を管轄する税関官署が、同一税関内の異なる税関官署である場合
- ② 搬入前申告であって、当該申告で予定していた積込港と通関予定蔵置場が変更となり、当該申告をした税関官署を管轄する税関とは異なる税関の管轄する税関官署である場合

◎ 留意事項

自由化申告においては、後記(1) (輸出マニフェスト通関申告変更 (官署変更)) 及び(2) (輸出マニフェスト通関申告事項の再登録) によらず、この章第5節3 (輸出申告等の撤回) により撤回し、改めて輸出マニフェスト通関申告を行うこととなるので留意すること。

輸出マニフェスト通関申告先官署を変更する場合は、関税法基本通達 67-1-10 (輸出申告の撤回の取扱い) の規定により、当初申告先官署に「輸出申告撤回申出書」(税関様式C第5240号) を提出し、税関によりその旨がシステムに登録された後、次による。

なお、申告官署の変更に係る当該申出書については、あらかじめ当初申告先官署に申し出た上で、税関手続関連 (共通編) -共通手続-第2章第4節2 (添付ファイル登録) による「添付ファイル登録」業務 (業務コード: MSB) を利用して提出しても差し支えない。

(1) 輸出マニフェスト通関申告変更 (官署変更)

「輸出マニフェスト通関申告変更 (官署変更)」業務 (業務コード: MEY) を利用して、次の事項を入力し送信する。なお、当初申告先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

項目名 (入力画面)	内 容
輸出マニフェスト通関申告番号 (「申告番号*」欄)	輸出マニフェスト通関申告番号を必須入力する。
HAWB番号 (「HAWB番号*」欄)	HAWB番号のプリフィックス部及び通番部 (枝番号含む。) を必須入力する。
変更後積込港コード (「変更後積込港コード」欄)	異なる税関への官署変更を行う場合、変更後の積込港を国連LOCODE (「業務コード集」参照) の地域コード3桁で必須入力する (例: 成田空港の場合「NRT」)。
あて先官署コード (「あて先官署コード」欄)	(1) 異なる税関への官署変更を行う場合、変更後のあて先官署コードを必須入力する。 (2) 貨物の蔵置場所 (予定場所) の管轄税関内の税関官署コードのみ入力することができる。

(2) 輸出マニフェスト通関申告事項の再登録

前記(1) (輸出マニフェスト通関申告変更 (官署変更)) により、システムに登録されている輸

出マニフェスト通関申告事項の内容（注）が「輸出マニフェスト通関申告情報（官署変更用）」（出力情報コード：AAE5071）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、変更後の通関予定蔵置場等、変更を必要とする事項を入力し送信することにより、改めて輸出マニフェスト通関申告事項を登録する。

（注）次の項目については当初の輸出マニフェスト通関申告と異なる内容が出力される。

項目名 (入力画面)	内 容
輸出マニフェスト通関申告番号 (「申告番号*」欄)	新たな輸出マニフェスト通関申告番号が払い出される。
あて先官署コード (「あて先官署」欄)	出力されない。
あて先部門コード (「あて先部門」欄)	出力されない。
申告予定年月日 (「申告予定年月日」欄)	出力されない。
通関予定蔵置場コード (「通関予定蔵置場」欄)	出力されない。
記事 (「記事」欄)	当初申告に係る申告先官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）、申告先部門コード、輸出マニフェスト通関申告番号及び審査区分が出力される。

◎ 留意事項

この章第2節別紙9（変更不可項目一覧（官署変更））に掲げる項目については、変更することができないことから留意すること。

4 輸出マニフェスト通関申告の許可

システムを使用した輸出マニフェスト通関申告について、審査区分として「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）が付与された申告が許可された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	配信先
輸出許可通知情報（輸出マニフェスト通関申告）（書類・検査）	AAE2JF3	通関業者等（注1） 輸出者（注2）
許可・承認貨物（輸出）情報	AAE4081	通関蔵置場（注2）

（注1）税関に配信する旨が登録された場合は、税関に配信される。

（注2）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

5 輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請

通関業者等、混載業者又は航空会社（以下この節において「申請者」という。）は、輸出マニフェスト通関申告許可後に、当該許可貨物に係る許可内容を変更する場合は、あらかじめ変更について税関（通関担当部門）の了承を得た上で、次により輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請を

システムに登録する。

なお、変更の登録は前記2（輸出マニフェスト通関申告の変更）と合わせて最大9回までシステムを使用して行うことができる。

また、通関業者等は、あらかじめ他の通関業者との受委託関係をシステムに登録することにより、変更登録を依頼することができる。

(1) 輸出マニフェスト通関申告許可内容に係る変更（積込港の一括変更を除く。）

輸出マニフェスト通関申告の許可後、当該許可内容を変更する場合は、次による。

ただし、変更は「搭載完了登録（便単位）」業務（業務コード：CLA）又は「搭載完了登録（AWB単位）」業務（業務コード：CLB）が実施されるまでに登録する必要がある。

イ 輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請

通関業者が輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請を行う場合は、通関士が申請内容を審査した上で、登録する。

また、輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請を申請先税関官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

(イ) 呼出しによらない方法

「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請」業務（業務コード：MAF）を利用して、申告番号、輸出マニフェスト通関申告により申告した事項及び変更を必要とする事項を前記1（輸出マニフェスト通関申告）に準じて入力し送信する。

なお、「訂正票出力識別」欄、「変更識別*」欄及び「変更理由*」欄については、次による。

項目名 (入力画面)	内 容						
訂正票出力識別 (「訂正票出力識別」欄)	税関に「輸出マニフェスト通関許可内容変更申請控情報」(出力情報コード：AAE4981)を配信する場合は、あらかじめ税関の了承を得た上で、「P」を入力する。						
変更識別コード (「変更識別*」欄) (注)	次の変更識別に応じたコードを必須入力する。ただし、「N」(数量等変更)は通関業者等のみ入力することができる。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>変更識別</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船(機)名変更</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>数量等変更</td> <td>N</td> </tr> </tbody> </table>	変更識別	コード	船(機)名変更	S	数量等変更	N
変更識別	コード						
船(機)名変更	S						
数量等変更	N						
変更理由コード (「変更理由*」欄)	変更理由を変更理由コード(輸出許可後訂正理由)（「業務コード集」参照）で必須入力する。						

輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請における各項目の変更の可否は下表のとおりである。

船(機)名変更の場合(変更識別コード「S」)		数量等変更の場合 (変更識別コード「N」)
通関業者等の場合	混載業者及び航空会社の場合	
次の項目は変更することができる。 ・申告先種別コード	次の項目は変更することができる。 ・申告先種別コード	次の項目は変更することができない。 ・輸出者コード

船（機）名変更の場合（変更識別コード「S」）		数量等変更の場合 （変更識別コード「N」）
通関業者等の場合	混載業者及び航空会社の場合	
（「申告先種別」欄） ・ 申請先官署コード （「申請先官署」欄） ・ 申請先部門コード （「申請先部門」欄） ・ 税関事務管理人コード （「税関事務管理人」欄） ・ 税関事務管理人受理番号 （「受理番号」欄） ・ 税関事務管理人名 （「受理番号」欄下） ・ 通関蔵置場コード （「通関蔵置場」欄） ・ 積込港コード （「積込港＊」欄） ・ 変更理由コード （「変更理由＊」欄） ・ 記事 （「記事」欄） ・ 荷主セクションコード （「荷主セクションコード」欄） ・ 荷主リファレンスナンバー （「荷主R e f N o .」欄） ・ 社内整理用番号 （「社内整理番号」欄）	（「申告先種別」欄） ・ 申請先官署コード （「申請先官署」欄） ・ 申請先部門コード （「申請先部門」欄） ・ 税関事務管理人コード （「税関事務管理人」欄） ・ 税関事務管理人受理番号 （「受理番号」欄） ・ 税関事務管理人名 （「受理番号」欄下） ・ 通関蔵置場コード （「通関蔵置場」欄） ・ 積込港コード （「積込港＊」欄） ・ 変更理由コード （「変更理由＊」欄） ・ 記事 （「記事」欄） ・ 荷主セクションコード （「荷主セクションコード」欄） ・ 荷主リファレンスナンバー （「荷主R e f N o .」欄）	（「輸出者」欄左） ・ 輸出者名 （「輸出者」欄右） ・ 検査立会者 （「検査立会者」欄） ・ 最終仕向地コードのうち、 国名コード（先頭2桁） （「最終仕向地＊」欄）

なお、変更不可項目の変更が必要となった場合は、この章第5節2（輸出取止め再輸入の許可又は積戻し取止め）又は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第18節（輸出取止め再輸入申告手続）により、輸出取止めを行った上で、改めて輸出マニフェスト通関申告を行うこととなる。

(ロ) 呼出しによる方法

「輸出マニフェスト通関申告呼出し」業務（業務コード：MED）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、システムに登録されている輸出マニフェスト通関申告許可内容が、「変更識別コード」欄に「S」（船（機）名変更）を入力した場合は「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請情報（船（機）名変更）」（出力情報コード：AAE4961）として、「変更識別コード」欄に「N」（数量等変更）を入力した場合は「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請情報（数量等変更）」（出力情報コード：AAE4971）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、変更を必要とする事項を上書き

入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内 容						
申告番号 (「申告番号*」欄)	申告等番号を必須入力する。						
変更識別コード (「変更識別コード」欄)	次の変更識別に応じたコードを必須入力する。ただし、「N」(数量等変更)は通関業者等のみ入力することができる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>変更識別</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船(機)名変更</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>数量等変更</td> <td>N</td> </tr> </tbody> </table>	変更識別	コード	船(機)名変更	S	数量等変更	N
変更識別	コード						
船(機)名変更	S						
数量等変更	N						

ロ 輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請の受理及び通知

前記イ(輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請)により、輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請が受理された場合は、次の情報が配信される。

(イ) 審査区分が「1」(簡易審査扱い)の場合

「輸出許可内容変更通知情報(輸出マニフェスト通関申告)(簡易)」(出力情報コード: AAE4991)が申請者(当初申告者と異なる場合は、当初申告者を含む。)に配信される。

(ロ) 審査区分が「2」(書類審査扱い)の場合

「輸出マニフェスト通関許可内容変更申請控情報」(出力情報コード: AAE4981)が申請者に配信される。

なお、「訂正票出力識別」欄を入力した場合は、税関(通関担当部門)に配信される。

(2) 積込港の一括変更

申請者は、「積付結果登録(AWB・HAWB単位)」業務(業務コード: ULA)、「積付結果登録(MAWB単位)」業務(業務コード: ULM)、「搭載完了登録(便単位)」業務(業務コード: CLA)又は「搭載完了登録(AWB単位)」業務(業務コード: CLB)が実施されるまでの間に、輸出マニフェスト通関申告許可済貨物に係る積込港の一括変更を申請する場合は、あらかじめ税関(通関担当部門)の了承を得た上で、次により輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請をシステムに登録する。

イ 輸出等許可内容変更申請(積込港一括変更)呼出し

「輸出許可内容変更申請(積込港一括変更)呼出し」業務(業務コード: EAM)を利用して、次の事項を入力し、送信することにより、MAWBに関連付けが行われているHAWB番号が、最大で30件まで「輸出許可内容変更申請(積込港一括変更)呼出し結果情報」(出力情報コード: AAE5080)として応答画面に出力される。

項目名 (入力画面)	内 容
MAWB番号 (「MAWB番号*」欄)	MAWB番号を必須入力する。
変更前積込港コード (「変更前積込港」欄)	変更前の積込港を指定して呼び出す場合は、国連LOCODE(「業務コード集」参照)の地域コード3桁で入力する(例:

項目名 (入力画面)	内 容
	成田空港の場合「NRT」。
変更後積込港コード (「変更後積込港*」欄)	変更後の積込港を国連LOCODE(「業務コード集」参照)の地域コード3桁で必須入力する(例:成田空港の場合「NRT」)。
蔵置場コード (「蔵置場*」欄)	貨物が蔵置されている保税地域を保税地域コード(「業務コード集」参照)で必須入力する。

ロ 輸出許可内容変更申請(積込港一括変更)

前記イ(輸出許可内容変更申請(積込港一括変更)呼出し)による応答画面の出力内容を確認の上、次の事項を入力し送信することにより、輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請をシステムに登録する。

なお、通関業者が輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請を行う場合は、通関士が申請内容を審査した上で、登録する。

また、輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請を申請先税関官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

項目名 (入力画面)	内 容								
申告先種別コード (「申告先種別」欄)	<p>積込港の変更を要する全ての申告等番号に対して、一括して申告先種別を変更する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。 変更しない場合は、入力しない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般申告(緊急通関貨物)</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>一般申告(特別通関貨物)</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>輸出マニフェスト通関申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し</td> <td>N</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、「E」(自由化申告(緊急通関貨物))、「Y」(横持ち申告)及び「K」(横持ち申告(緊急通関貨物))は入力できないことから、留意すること。</p>	区 分	コード	一般申告(緊急通関貨物)	R	一般申告(特別通関貨物)	T	輸出マニフェスト通関申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し	N
区 分	コード								
一般申告(緊急通関貨物)	R								
一般申告(特別通関貨物)	T								
輸出マニフェスト通関申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し	N								
変更理由コード (「変更理由*」欄)	変更理由を変更理由コード(輸出許可後訂正理由)(「業務コード集」参照)で必須入力する。								
出港予定年月日 (「出港予定年月日」欄)	<p>(1) 申告貨物の搭載予定年月日を西暦(8桁)で入力する。 (2) 次の条件を満たすこと。 入力日 ≤ 出港予定年月日 ≤ 入力日 + 30日 (3) 変更後の積込港がシステム対象外の場合は必須入力する。</p>								
以下の項目は、最大30欄まで繰り返し入力することができる。									
処理識別	積込港の変更を要しない申告等番号の場合は、「X」を入力する。								

項目名 (入力画面)	内 容
(欄名なし)	
申請官署コード (「変更後官署」欄)	<p>(1) 「蔵置場*」欄への入力内容に基づき、当該蔵置場を管轄する税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(2) 入力者の利用者コードについて、輸出マニフェスト通関申告先官署コードがシステムに登録されている場合は、輸出マニフェスト通関申告先税関官署として登録されている税関官署コード（「業務コード集」参照）が前記(1)に優先してシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(3) 「申告先種別」欄に「T」（一般申告（特別通関貨物））を入力した場合は、前記(1)及び(2)に関わらず、当該蔵置場を管轄する税関官署の開庁時間外の申告を受け付ける税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(4) 次に該当する場合は、輸出マニフェスト通関申告先の税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>① 税関の指示により変更する場合。</p> <p>② 自由化申告に係る当初の輸出マニフェスト通関申告の許可税関官署に申請する場合。</p> <p>③ 申告に係る貨物が置かれている場所を管轄する税関官署が前記(1)又は(2)により出力される税関官署と異なる場合。</p>
申請先部門コード (「部門」欄)	<p>(1) 「申告先種別」欄に基づいてシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(2) 税関の指示により変更する場合は、当該部門の部門コードを入力する。</p>

入力したMAWB番号について、関連付けが行われているHAWB番号が30件を超える場合は、残りのHAWB番号が30件単位で「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し結果情報」（出力情報コード：AAE5080）として応答画面に繰り返し出力されることから、変更を要するHAWB番号について必要な事項を入力し送信する。

ハ 輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）の受理及び通知

前記ロ（輸出許可内容変更申請（積込港一括変更））により、輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請が受理された場合は、次の情報が配信される。

(イ) 審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合

「輸出許可内容変更通知情報（輸出マニフェスト通関申告）（簡易）」（出力情報コード：AAE4991）が申請者（当初申告者と異なる場合は、当初申告者を含む。）及び輸出者（配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。）に配信される。

(ロ) 審査区分が「2」（書類審査扱い）の場合

「輸出マニフェスト通関許可内容変更申請控情報」（出力情報コード：AAE4981）が

申請者に配信される。

(3) 輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請に係る関係書類の提出

イ 関係書類の提出

前記(1)ロ(輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請の受理及び通知)又は前記(2)ハ(輸出許可内容変更申請(積込港一括変更)の受理及び通知)により輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請が受理された場合は、前記1(4)イ(関係書類の提出)に準じて関係書類を提出すること。

ロ 電子ファイルによる提出

前記イに定める関係書類を電子ファイルで提出する場合は、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第16節(通関関係書類の電子ファイルによる提出)により、輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請の日から3日以内又は船積情報登録若しくは搭載完了登録が行われるまでのいずれか早いとき(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)までに提出すること。この場合、「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請」業務(業務コード:MAF)において「訂正票出力識別」欄に「P」を入力していたときは、輸出マニフェスト通関許可内容変更申請控の提出を省略できる。

なお、輸出マニフェスト許可時点で電子ファイルによる提出を行っていた場合であって、輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請に係る電子ファイルによる提出にあたり、ファイル数若しくは容量を超過する場合は、税関に申し出た上で、輸出マニフェスト通関許可内容変更申請控及び輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請に係る関係書類のみを書面にて税関(通関担当部門)に提出する。この場合、「申告添付訂正」業務(業務コード:MSY01)の窓口提出への切替えを行わないこと。

(4) 輸出マニフェスト通関申告許可内容の変更通知

システムを使用した輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請について、審査区分として「2」(書類審査扱い)が付与された場合で、税関(通関担当部門)により変更が認められた場合は次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	配信先
輸出許可内容変更通知情報 (輸出マニフェスト通関申告)(書類)	AAE5001	申請者(注1) 輸出者(注2)

(注1) 当初申告者と異なる場合は、当初申告者にも配信される。

(注2) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(5) 輸出マニフェスト通関申告の対象外となる場合の処理

輸出マニフェスト通関申告許可内容の変更により輸出マニフェスト通関申告の対象外となる場合は、この章第5節2(輸出取止め再輸入の許可又は積戻し取止め)又は、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第18節(輸出取止め再輸入申告手続)により、輸出取止め再輸入の許可を受けた上で、改めて一般の輸出申告を行うこととなる。